

平成24年度岡山県海面利用協議会議事録

日 時 平成25年3月18日
場 所 ピュアリティまきび

平成 24 年度岡山県海面利用協議会議事録

1 開催日時 平成 25 年 3 月 18 日 13:30～

2 開催場所 岡山市 ピュアリティまきび

3 出席者

【委員】

井本 瀧雄委員	尾崎 満委員
奥野ミエ子委員	千田 博通委員
川淵 義徳委員	藤井 明委員
濱野 力委員	坂本 竜哉委員
山崎 徹成委員	津村 慎二委員
横前 博文委員	森 直樹委員

(欠席)

西田 久志委員

(岡山県水産課【事務局】)

田丸 和彦課長	濱崎 正明主任
石飛 博敏総括主幹	竹本 浩之技師
鳥井 正也総括主幹	

4 議事内容

- (1) 会長の選任について
- (2) 平成23年度協議会の概要について（報告事項）
 - ① 岡山県海面利用協議会について
 - ② 香川・岡山広域海面利用協議会について
- (3) 遊漁の現状及び問題点について
 - ① 火光を利用する釣（夜たき釣）について
 - ② 小型船舶在籍数について
 - ③ 遊漁船業について
- (4) 遊漁者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について
 - ① 平成24年度普及・啓発、指導実績
 - ② 平成25年度普及・啓発、指導計画
- (5) 海洋牧場のルール作りについて
- (6) 香川・岡山広域海面利用協議会委員の選出について
- (7) その他

平成 24 年度岡山県海面利用協議会議事内容

【事務局】

ただいまより、平成 24 年度岡山県海面利用協議会を開催いたします。

まず、はじめに岡山県農林水産部水産課田丸課長よりご挨拶を申し上げます。

【水産課長】

水産課長をしております田丸と申します。よろしく申し上げます。

本日は年度末の大変ご多忙な中、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。特に本年は委員改選の年ということで、委員就任につきまして快くお引き受けをいただきまして厚く御礼を申し上げますと共に、今後 3 年間よろしくお願いを申し上げます。

若干新しい委員の方がおられますので、この協議会を簡単にご説明したいと思っております。名前のおり、この協議会は海面におきます、海洋性レクリエーションの紛争防止でありますとか、調整解決の促進をするものでございます。要するに海面の円滑な利用調整を図ることを目的に設置をしておるものでございます。具体的な活動内容といたしましては、漁業と海洋性レクリエーションの海面の利用に関する調査検討、岡山海区漁業調整委員会の諮問に応じて、漁業と遊漁の調整に関する事項の調査検討をするという内容であります。具体的に申しますと、特にここ数年問題になっておりました、夜焚き、火光を利用してする釣りでございますけど、これの対応について、あるいは笠岡に作っております海洋牧場の利用調整、これは具体的に委員会指示ということで、昨年の 9 月にしております。後ほど詳しく説明をしたいと思っております。併せまして、香川県との広域的な漁場利用というものも大きなテーマとなっております。特に岡山県の方々が小豆島に行って、大小は別にしまして、様々なトラブルと言いますか、相互の理解の無さ故に、そのようなことが起こっているということで啓発活動等をしていきます。

最近の漁業を見てみますと、後継者がいない、魚が獲れない、魚が安いということに加えまして、燃料が高くて操業がなかなかできないということもございます。一方、遊漁の方々につきましても、景気の低迷もあるのでしょうか、全体的に遊漁人口が減っている状況だと伺っています。特に岡山ではこの冬場になって、釣りの中でも人気の高いメバルについて、今年はほとんど釣れないということで、なかなかうまくいっていない状況でございます。漁業の世界で資源の減少についていろいろ調べてみますと、どうも海の中に栄養が足りないのではないかとということが、最近の知見として来ております。そういったことで、県としては海を再生していこうということで、海の底に着目をしまして干潟や藻場を造りまして、生物や物質の循環を図っていこうという取り組みを中心に実施しているところでございます。

本日の会議ですが、先ほど言いましたように、笠岡の海洋牧場につきましては一段落し

たということで、次の予定についても簡単に説明していきたいと考えています。東備地域でも同じように消波堤やアマモ場を造って漁場の整備をして、遊漁とも調整をしていこうという新しい内容がございます。これにつきましても、近い将来、笠岡と同じような何らかの対応を図っていきたいと考えておりますので、そのあたりも簡単にご紹介、ご説明をしていきたいと思います。

本日ににつきましては、それぞれお立場が違った方々の集まりでございます。特にご遠慮したご意見ではなくて、思われたことについては積極的にご発言をいただいた方が、今後の漁業と遊漁との調整、あるいは県政への反映ができると思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。以上簡単ではございますけど、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。本年度は協議会の委員の改選があったということで、出席者のご紹介をさせていただきたいと思います。

(出席者の紹介)

【事務局】

(資料の確認)

【事務局】

(会長の選任)

(委員の互選により井本委員が会長となった。)

【会長】

大役を仰せつかりましたが、皆様のご協力をお願いします。

それでは議案2の平成23年度協議会の概要について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議案2「平成23年度協議会の概要」について資料P1～3に基づき説明)

【会長】

ただいま、事務局から説明のありました、平成23年度協議会の概要についてご質問はありませんか。

(質問なし)

では、続きまして議案3、遊漁の現状及び問題点につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議案3「遊漁の現状及び問題点について」について資料P4～5に基づき説明)

【会長】

ただいま事務局から説明のありました、遊漁の現状と問題についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【委員】

4ページにある、まきえ釣ということですけど、新手と言うか聞いたのですけど、土曜日に釣行するとすれば、木曜日か金曜日にまきえをして、そこへ魚を集めておいて、次の日にはまきえをせずに釣るようなことを聞いたのです。そうしたら、ものすごく釣れるということを知ったのですが。

【委員】

魚を釣らせる努力をしていると言えば努力をしているのでしょうけれど、特に今回白石島海洋牧場の規制をしたところであり、厳しく取り締まってほしいところでもありますし、そういう新手があるということを知っておいてほしいと思います。

【会長】

イカナゴを冷凍したレンガを前の日の夕方に凍ったまま入れて、漁業者が行ったら知らん顔をする。これは一度呼んで話をしなければならないかと思っている。

【事務局】

それは、白石島の海洋牧場の中での話ですか。

【委員】

平成21、22年の、まだ規制が無い時の話です。現在もまきえをしているのか聞けないし、そういう現場にも行きませんので、分からないのですが、日曜日にお客さんを乗せて行ったら、普通にイカナゴをつけて釣っているけれども釣れているわけです。それは努力と言えば努力かもしれないけれど、ものすごい量が釣れている。

【委員】

今の話に関連して、遊漁船は許可か届け出か。

【事務局】

登録です。

【委員】

それならば、登録をする時に登録をしないことはできるのでしょうか。拒めないのでしょうか。

【水産課長】

法律の話だけすると、漁業調整規則違反等をした場合は欠格事項に該当しまして、登録の取り消しというのがあります。

【委員】

この場でいつも言うのですが、私たち（海洋レクリエーション関係者）は海を公園だと思っています。漁業者さんにとっては畑、遊漁船業者さんにとっては会社ですから、それだけ同じ海でも違うわけで、そういう登録要件があるのならば、欠格事項ということを明示しておけば、取り消すことができるのならば、そういう方向性でいいのではないのでしょうか。

【水産課長】

回答しづらいのですが、業者に対して立入検査をしたり、情報のあった箇所で見認をしようと努力しましたが、なかなか確認ができないということです。

【委員】

今の話を聞いていると、水産課だけでは無理だと思います。だから、今言われるように、登録証なりに文言を入れるなり、組合と水産課、関係機関と情報共有をして、見つけたら、やめるように指導をするようにしないと、水産課だけではおそらく無理だと思う。

【事務局】

先ほど課長も言いましたように、現場からの通報がありますので、対応を試みたことはあるのですが、なかなかそういう現場に遭遇しないです。したがって検挙という対応は実現していないというのが現状なのです。なので、立入検査の場で指導することも考えていますので、引き続きそのような対応を続けていこうと思っています。

【委員】

いや、取り消しするという情報をどこかに入れておかないと。

【水産課長】

漁業関係法令の違反で検挙されるという事実がないと取り消せないのです。

【委員】

それは今の欠格事項の中に入っているということですか。

【水産課長】

そうです。

【委員】

欠格事項に入っているから、今でもやろうと思えばできるけれども、現場がつかめないということですか。

【水産課長】

そうです。

【水産課長】

最近では船の先を向けるだけで、竿をあげさせて逃げてしまうのです。以前に白石島の海洋牧場内でも前日まきえをやったという情報がありまして、地元とも話をして監視を強くしたのですが、今の段階ではそういう情報はほとんどないです。

【委員】

香川県に行っているのか。

【水産課長】

かなり遠出をされる業者で愛媛県の近くまでも行くようです。

【会長】

他に意見はありませんか。

では議案4の遊漁者に対する啓発について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料P6に基づき説明)

【会長】

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

【委員】

指導計画の中で、ひき釣はだめということになっていますが、特にこれからサワラの時期になったらひき釣をする遊漁者が出てきます。この間は底びき網の漁師から、死んだサワラが網に入って、それには針が何本もかかっていたと聞きました。だから、やっぱりひき釣りをやっている人がいるんだなと思いました。

私の地区では遊漁船が多いので、そういうのは徹底的に取り締まってほしいですが、難しいのでしょうか。

【委員】

サワラのひき釣は竿を横に2本出すのでしょうか。

【委員】

いえ、手釣りです。そういうことをしていればすぐに分かってしまいます。

【委員】

もう一つ心配なのが釣針の被害です。私たちの地区では、夏場にカキ筏の間でカワハギを釣って帰る人がいるのです。釣るのはいいのですが、筏に吊してあるカキに釣針が引っかかってもそのままにして帰ります。私たちはそのロープを掴むのですが、釣針があったら手に刺さり、カエシがあるので取れません。怪我が怖いです。

【委員】

それから、イカの時期には建網の近くで釣りをするので、網に疑似餌針が引っかかり、イカよりも疑似餌針のほうが沢山掛かっているということもあります。どうにかならないかなと思います。

【事務局】

香川県でも、何十隻、何百隻というイイダコ釣が集まる漁場がありまして、そこでもテンヤが切れて、網に引っかかって、漁業者が怪我をするという事例があるようでして、イイダコを釣って帰られる以外の被害を漁業者の方から近年多く聞くという状況です。

【委員】

ロープにテグスが巻き付いて針が出ていても、見えません。手でぐっと持つと刺さり、カエシがあるので取れないのです。酷い場合は病院に行かなければなりません。これはちよっと問題です。

【委員】

指導計画の中に入れるのも難しいでしょうね。指導する方法がありませんから。

【委員】

あんまり言うとトラブルにもなりますし。

【事務局】

初めに出了た、サワラのひき釣については（釣り針が残される問題と）状況が違うと思いますが、カキ筏の釣針とか建網の疑似餌針については、非常によく分かるのですが、どのように解決していくかが難しいです。

【委員】

カキを養殖されている方に聞きたいのですが、テレビなどでカキ筏の上で釣りをしているのを見ますが、基本的にカキ筏の上に上がらせるのは、商いでされているのですか。それとも、知り合いから上がらせてくれと言われて上がらせているのですか。

【委員】

私たちの場合は近所の方が釣りに来るから、商売ではない。勝手に来て勝手に釣って帰ります。

【委員】

筏に船をつけてですか。

【委員】

いえ、上がってです。筏の上に上がって、カキの吊線を除けたりして釣っています。一番気になるのは、カキの吊線を切られたらおしまいということです。

【委員】

文句言ったら吊線を切られますからね。

【委員】

そういうことがあります。地元の方が多いから、「ちょっと釣らせてな。」と言って筏の上に上がって釣りをするのです。

【委員】

よく筏についている虫などが落ちて、それに魚が寄っていると言いますが、一番良いのがカキを収穫して筏を撤去した時と聞きます。その日か次の日によく釣れると聞きます。

【委員】

今はそうでもないらしいです。昔はノリのセットを撤去した時に底びき網で底をさらえていたが、今はいないようです。

【水産課長】

カキ筏の場合はカワハギの「見釣り」をするのです。私たちもカキ養殖業者の方に「自分の筏ならもう上がらせないようにすればいいではないか」と言ったこともありますが、近所の人釣りに来ているのに、そこまで遊ぶ場所を無くすのはどうかという優しいところもあるようです。

【委員】

私たちもカキ養殖作業の時に邪魔に感じて、文句を言いに行ってみたら知り合いだったということがあります。そんな感じです。しかし、中には悪いことをする人もいて、例えばロープを切る人もいます。なので、そういう被害が多々見られるようになれば筏の上には上げないようにすることになるでしょう。今のところ、そのような被害は見られないので目をつぶっています。

【委員】

もう一つ。9月から、10、11月に外れが無いのは香川県海面のイイダコ釣です。9月までは1時間で50~100匹を超すほど釣れます。ところが、昨年10月に入って行ったら、10~20匹しか釣れませんでした。11月に入ると0匹とか1匹とかになります。

9月は網を入れると、ものの10分ほどで船が動かなくなるくらい獲れているようです。それはそうでしょう、手釣りでも100、200、多い人では300匹釣っているくらいですから。10月、11月になると釣れなくなるので、漁師の方に「さみしいなあ、少し残しておいてくれないかな」と言うと、「航路で釣れ」と言われたのですが、航路ではちょっと・・・。

【委員】

去年はいなかったらしいですよ。

【事務局】

香川県の底びきは10月から解禁ということではなく、周年操業可能です。ただ、漁業者からの声は、200隻とか300隻という船が集まっていると、もう操業する場所がないと言います。それで何とかしてくれという声が多いです。それらの中には広島県の船もいれば香川県の船もいるけれども、一番多いのは岡山だということです。何とか岡山県もその指導に協力してくれという話がありまして、香川県の船に同乗して指導に廻ったこともあり

ます。

そういう現場を見ますと、漁業者から声上がるのは当然だなと思います。

【委員】

やはり海で生活をしているほうからすれば、「ちょっと堪えてくれ」となりますよね。それだけ船がいれば、事故も多いでしょうね。遊漁者も気をつけてくれれば良いですが、遊びでやっているのだから、あちこちに移動するから危ないです。

【委員】

最近では携帯があるから、ちょっと釣れば呼び合います。

【委員】

5、60匹マダイを釣るということが、3月頃にあります。やはり問題は必要な数以上を持ち帰ることです。クーラーが持ち上がらないくらいイイダコを持って帰ってどうするのでしょうか。私は、煮付けにして、様々な調理をしても50匹もいればいいじゃないですか、と思います。

しかし、人によっては根限りとことん獲ってやろうという気だと思いますから一生懸命釣ります。12時くらいで昼ご飯を食べたらもう帰りましょうと言うのですが、「いや、まだ釣っていない」と言います。「いくら釣った」と聞くと「200匹釣っているが、まだダメだ」と言うので、「もういいじゃないですか」「組合で1時に帰るのがルールですから帰りますよ」と言って釣りをやめます。ですが、あんまりサービスが悪いと次の年から来てくれないです。なので、愛媛や九州まで行く遊漁船業者もいるようです。そういう方はものすごくたくさんメバルを釣らせるようですが、今では地元から「来てくれるな」と言われて規制がかかっているようです。ただ、必要以上に釣るといふことの意識が変わらない限り解決には向かわないでしょう。

【委員】

漁業者にとっては、生活がかかっているのに何を言っているんだという感じでしょう。

【委員】

50、60匹も釣って、どうしようもないから近所にばらまく、魚はもういないから、いくらでも魚価は安くなる。

【委員】

市場に出す人もいるらしいですね。

【委員】

激しい人は、たくさん釣ったら捨てて帰るらしいです。「漁師をばかにしているのか」と思いました。

【委員】

私たちの場合は海で遊ぶというのが基本ですけど。

【委員】

魚釣りも好きだから、釣りをする人の気持ちも分かりますけど、今言われたように、時間を区切ることですね。

【委員】

悩ましいですね。

【委員】

やはり総量規制を考えないといけないのでしょうかね。

【委員】

遊漁船に関して、今考えられるのは、時間制限ですかね。と言っても潮もありますから。

【委員】

遊漁船は全部一つの団体にして、守らない者には免許しないということが良いです。

【委員】

啓発・指導についてですが、釣りをするには制約があります。釣具屋に行っても、忙しいのかもしれませんが、あまり啓蒙がされていません。マリーナでも然りです。遊漁船業者はよく分かりませんが、お客さんに対して、やはり啓蒙して周知徹底することが大切だと思います。免許の更新の時に冊子を配っているともありますが、配るだけで本当に皆さんが指導をされているかどうかです。いろんな問題の中で一番大切なのが、ルールの周知徹底をすることだと思います。道路交通法では、周知してその結果、徹底できています。ある意味では、ルールを知らないからということが多いと思います。本を読んで初めて「こんなことがあるのだな。」という程度です。一般の釣りを楽しまれている方が実際に知っているかどうかです。その周知徹底をした上でならいいのですけれども、その啓発をどのように考えられて、どのようにやっているかを知りたいです。

【委員】

釣具屋さんは、売り上げが重要なので、周知啓発を徹底することは難しいのではないかと。

【委員】

今の話も分かりますが、それを言っていたら世の中が成り立ちません。漁業の優先があることを崩すと、漁業者も遊漁船業者も遊漁者も成り立たなくなります。

【委員】

どのように啓発されているのでしょうか。

【委員】

海の手帳は県のお金で印刷されていますし、私の団体でも冊子を作っています。

【委員】

冊子にルールを載せるだけではいけないと思います。

【委員】

そうすると、それぞれに説明するのですか。

【委員】

そうではなく、私が言いたいのは釣具屋では置いてあるだけなので、それをもう少し協力をお願いしてPRしてもらえないかと思うのです。

【委員】

話に出ていました、(遊漁者が使えない) 漁具などは釣具屋さんが売っています。遊漁者でも多くに人がカゴの1つや2つは船に積んでいますから。

【委員】

定年退職された人などは、よく海を知っているので、小舟に乗ってカゴを使って、漁師みたいなことをしている人もいます。注意しても聞きやしません。現実小さな船なので許可があるのか無いのか見た目からは分かりませんし、無秩序になっていっているのは確かです。

【水産課長】

先ほどの県の啓発についてですが、「海で楽しむみなさんへ」という小冊子を作成しております。陸から釣る人は見る機会が少ないかもしれませんが、これは船の免許更新の際に渡していただくということにしています。また、現場でいろいろな指導をしています。

知っている人がほとんどで、逆に知らなかったというのは嘘をついていたのがほとんどです。それが現実です。

それから釣具店への啓発について、何度もしました。釣具店が「カニ網を安く売っています」というチラシを出していました。チラシを持って、「これは遊漁者の方は使えません。」と言いに行ったこともあります。そうすると、店頭からは無くなります。けれども、ちらっと行ってみると、網カゴを売っているという現実があります。個別に指導をしているのが現実です。

【委員】

先ほどの1人が釣りすぎるという話ですが、ジャパングームフィッシュ協会というものがあります。そのルールを見ていると、持ち帰るのは何センチ以上、1人何匹まで、というルールが決められています。瀬戸内海には合わないかもしれませんが、これに近いことはできないかと思います。法律でなくてもいいので、自粛できるような啓発ができれば少しは変わるのかなと思います。

【水産課長】

その資料を集めて持って参ります。それを皆様に見てもらって意見をお願いしたいです。

【委員】

今でも市場ではガザミはこれ以下の大きさは買わないとか、そういうものがあります。そういうことですよね。

【水産課長】

今でもサイズについては、これ以下は逃がしましよというものを作っているのですが、尾数については何もありません。

【委員】

サワラでも網の目合いを大きくするように言われて、今でもそのままです。

【委員】

ただ、岡山だけではなくて近県を巻き込んで、ルールを決める時には話し合いをしなければならぬと思います。

【委員】

とりあえず岡山が一番にして、そこから他県に行くのが良いでしょう。

【委員】

そういうルールがない限りはこれから先も同じでしょう。

【委員】

50匹も60匹も釣られたら私たち漁業者はかないません。

【委員】

10年ほど前から、サビキが競争のように次々と出てきて、これだったらよく釣れるというサビキもあります。道糸もPEとか、ものすごく細いものがありますし、おもりもできるだけ軽くして、いかによく釣るかを研究しています。研究するのはすごいと思うのですが、実際そこまでして5、60匹釣ることが必要なのかと思います。

【委員】

だけど、釣りに行っているのは皆さん（遊漁船業者）が連れて行っているのですから。

【委員】

「お一人様何匹まで」と決めておけば良いです。

【会長】

続きまして、議案5の海洋牧場の利用のルールの適応開始について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（資料4 別添資料に基づき説明。）

【会長】

ただいま、事務局から説明のありました、海洋牧場の利用のルールの適応開始につきまして、まずは、地元の私から状況をお話します。

地元の漁協支所の支所長に聞きましたら、去年の8月から、漁協と県でパンフレットの配布をしたおかげで、トラブルや違反が無くなったようだと、とりわけ海洋牧場の中ではそうだと聞いています。ただ、疑似餌針の使用については確認できないので、分かりませんが、運用はうまくいっているように聞きました。

【委員】

資料にもある、山陽新聞の記事は皆さんよく見られているようです。去年9月1日から間に5隻指導されたということでしたか。

【事務局】

そうです。県の取締船で指導したものが5隻です。

【委員】

その状況は詳しくは分からなかったですか。違反をしていたとか、それを認識していたとか。

【事務局】

海洋牧場内でかかり釣をしていた者に指導しました。認識していたかどうかは何とも言えません。

【委員】

知らなくても、そこから出て行ってくればそれで良いことです。

【委員】

ただ、かかり釣などをしていた場合、私たちが釣り人に言うわけにはいきません。
海上保安部さん等、よろしくお願いします。

【委員】

質問ですが、遊漁船というのは、遊漁船業者のことなのか、それとも一般プレジャーボートも含めたものなのか、どちらですか。

【事務局】

両方含めたものと考えていただければよろしいです。

【会長】

続きまして、議案6の香川・岡山広域海面利用協議会委員の選任について、事務局からお願いします。

【事務局】

資料P7に基づき事務局より説明。

香川・岡山広域海面利用協議会委員を選出

【会長】

その他、何かありましたら。

【委員】

報告だけお願いします。瀬戸内海遊漁船釣り団体協議会というものがあまして、香川県に事務局があり、岡山県にも会員がいるのですが、香川県の遊漁船業者の多くが入っています。昨年の秋に香川側、岡山側それぞれでキジハタ、メバル、マダイの稚魚の放流を行いました。そのような活動をしていることだけ報告させてください。

【事務局】

事務局から東備地区における海洋牧場計画の概要について説明

【会長】

お忙しい中、長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございました。これで、本協議会を閉会します。ありがとうございました。

(終了 15:30)